

国民体育大会強化指定制度要綱

(趣旨)

第1 宮城県及び公益財団法人宮城県スポーツ協会（以下「県ス協」という。）は、国民体育大会（以下「国体」という。）において優秀な成績を収めるため、『宮城県スポーツ推進計画』に基づき、国民体育大会強化指定制度を確立し、県ス協加盟競技団体（以下「競技団体」という。）が実施する強化事業を推進し、競技力の向上を図る。

(強化指定の対象事業)

第2 国体の競技成績向上のために行う練習会、合宿等の強化事業で、同要綱第6により承認した事業とする。

(強化指定の期間)

第3 強化指定の期間は国体終了後から翌年の国体終了までとする。ただし、ブロック予選で国体の出場権を獲得できなかった場合、ブロック予選を国体と読み替える。

(強化指定制度の対象者)

第4 国体正式競技における候補選手、候補チーム及びその指導者を対象とし、個人種目のみのエントリー競技については強化指定選手、それ以外を強化指定チームとする。

2 強化指定選手については、候補選手及び指導者とも、国体の競技別実施要項に定められた最大のエントリー数の2倍以内とする。

3 強化指定チームについては、競技種別又は種目ごとに2チーム以内とし、チームを構成する選手数は、当該競技種別又は種目における国体の競技別要項に定められた最大エントリー数の2倍以内とする。また、選抜チームを強化指定チームとして指定する場合も同様とする。なお、指導者については1チーム1名以内とする。

(強化指定の申請)

第5 強化指定選手又は強化指定チームの指定を受けようとする競技団体は、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第1号を公益財団法人宮城県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に対し、強化事業を開始する14日前までに提出しなければならない。

① 申請者の名称及び代表者の氏名

② 指定を受けようとする種別

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

① 実施要項

② 名簿（様式第2号又は様式第3号）

③ 同意書（様式第4号又は様式第5号）

④ 強化事業計画書

⑤ その他会長が必要と認める事項

(強化指定の決定)

第6 会長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、指定することが適当と認めたときは、宮城県に推薦する。競技団体からの申請内容の変更及び中止等の報告があった場合も同様の手続きとする。

2 宮城県は、前項の推薦を受けて審査し、決定内容を指定管理者及び県ス協に通知する。

3 県ス協は、前項の通知を受けて競技団体へ承認の可否を書面で通知する。

4 ただし県ス協が指定管理している施設（宮城県総合運動公園、宮城県第二総合運動場、宮城県サッカー場）については、競技団体の申請内容について県ス協で審査、決定し、宮城県へ報告する。

(申請の取下げ)

第7 競技団体は、前条の規定により強化指定の決定の内容又は承認書に付された条件に不服があるとき

は、当該通知を受けた日から14日以内に、申請を取り下げることができる。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

(強化事業の遂行)

第8 競技団体は、強化指定の目的、決定の内容及び承認書に付された条件に従うとともに、最大の効果を上げるよう事業を遂行しなければならない。

2 会長は、競技団体の強化事業を支援するため、その指名する者を競技団体に派遣し、必要な指導助言等を行うことができる。

(状況報告)

第9 会長は、競技団体に対し、必要に応じて強化事業の遂行に関し、報告を求めることができる。

(強化指定の変更)

第10 競技団体は、第6により指定を受けた内容を変更するときは、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第6号を会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

- ① 申請者の名称及び代表者の氏名
- ② 指定を変更しようとする種別

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- ① 名簿(様式第7号又は様式第8号)
- ② 同意書(様式第4号又は様式第5号。※新たに追加する選手・チーム分のみ。)
- ③ その他会長が必要と認める事項

(強化事業の中止又は廃止)

第11 競技団体は、強化事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第9号を会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(強化指定の取り消し)

第12 会長は、競技団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、強化指定の全部又は、一部を取り消すことができる。

- ① 強化指定の決定の内容又は、これに付した条件に違反した場合
- ② 事業の遂行の状況調査及び関係書類の検査を拒んだ場合
- ③ その他不正な行為があった場合

(立入検査等)

第13 会長は、強化事業の遂行の適性を期するため、競技団体から報告若しくは資料の提出を求め、又は、県ス協の職員等を競技団体の事務局等に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させるほか、関係者から事情を聴くことができる。

2 会長は、前項の規定による検査等により、強化指定の決定の内容又は承認書に付した条件に適合していないと認めるときは、競技団体に対し改善点を指示することができる。

3 競技団体は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遂行しなければならない。

(実施細目)

第14 この要綱に定めるほか、強化指定に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

国民体育大会強化指定制度について

1 指定制度の具体的内容

県有スポーツ施設の施設使用料の減免措置

2 対象施設

宮城県所管の県有スポーツ施設とし、該当施設は以下のとおり

施設名	該当施設
宮城県総合運動公園	宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート
宮城県第二総合運動場	宮城県武道館、宮城県弓道場、宮城県クライミングウォール
宮城県サッカー場	Aグラウンド、Bグラウンド、Cグラウンド
宮城県仙南総合プール	温水プール、トレーニングセンター
宮城県自転車競技場	自転車競技場
長沼ボート場	長沼艇庫、ボートコース
宮城県ライフル射撃場	エアライフル射撃場、スモールボアライフル射撃場

備考：1 対象施設として承認された施設のトレーニングルーム等の付帯設備（シャワー除く）についても対象とする。

2 アーティスティックスイミングの水中音響施設についても対象設備とする。

3 電光掲示板（電光表示装置及び計測機器）の使用は認めない。

4 冷暖房（プール温水関係含む）及び照明使用料は有償とする。

3 対象事業の回数及び減免の割合

各施設の指定管理者が認めた回数及び割合とするが、概ね以下の基準とする。

回数	減免の割合※
強化指定期間内で最大5日まで。ただし、水泳（水球・飛込・アーティスティックスイミングに限る）、ボート競技については、施設の使用状況から指定管理者が認めた回数まで。	50%程度

※10円未満については、指定管理者の判断で、10円単位に切り上げ又は切り捨てる。

4 その他

本制度は宮城県、県有施設の指定管理者、県スポーツ協会で協議し、施行するものである。

県有スポーツ施設の使用料減免に係る手続きについて

令和3年4月1日
公益財団法人宮城県スポーツ協会

1 使用料減免となる制度について

- (1) 「県立都市公園条例（平成22年4月1日施行）」及び「教育庁所管運動施設を利用する場合の使用料減免の取扱いについて（平成15年4月1日施行）」
(2) 国民体育大会強化指定制度（平成31年4月1日施行）

2 両制度の相違

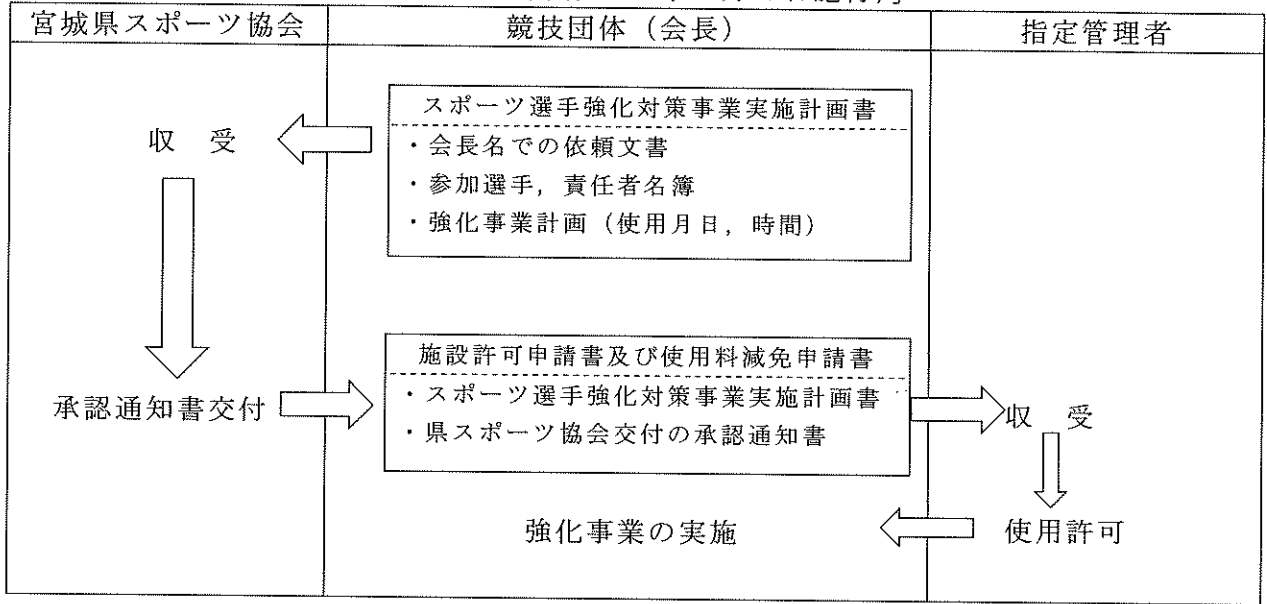
	条例関係	国民体育大会強化指定制度
対 象	県予選会終了後、競技団体が国体（ブロック大会含む）の出場予定選手として県スポーツ協会に届け出た者（指導者も同様）。	国体正式競技における候補選手、候補チーム及びその指導者。
対象人数	国体のエントリー数以内（指導者も同様）。	・強化指定選手については、候補選手及び指導者とも、国体の競技別実施要項に定められた最大エントリー数の2倍以内。 ・強化指定チームについては、競技種別又は種目ごとに2チーム以内。チームを構成する選手の数は国体の競技別実施要項に定められた最大エントリー数の2倍以内。選抜チームを指定する場合もチームを構成する選手の数は同様。指導者は1チーム1名以内。
使用料減免の期間	・出場予定選手・監督を届け出た日から、本大会が終了するか、出場資格を失った日まで。 ・ブロック大会が実施される競技で、本大会の出場資格を獲得できなかった場合はその時点まで。	・国体終了後から翌年の国体終了までの期間。 ・ブロック予選で出場権を獲得できなかった場合は、ブロック予選を国体と読み替える。
使用料減免の割合	100%	50%程度
回数制限	なし	期間内で最大5日まで (一部例外あり)

3 両制度の期間について具体的なイメージ

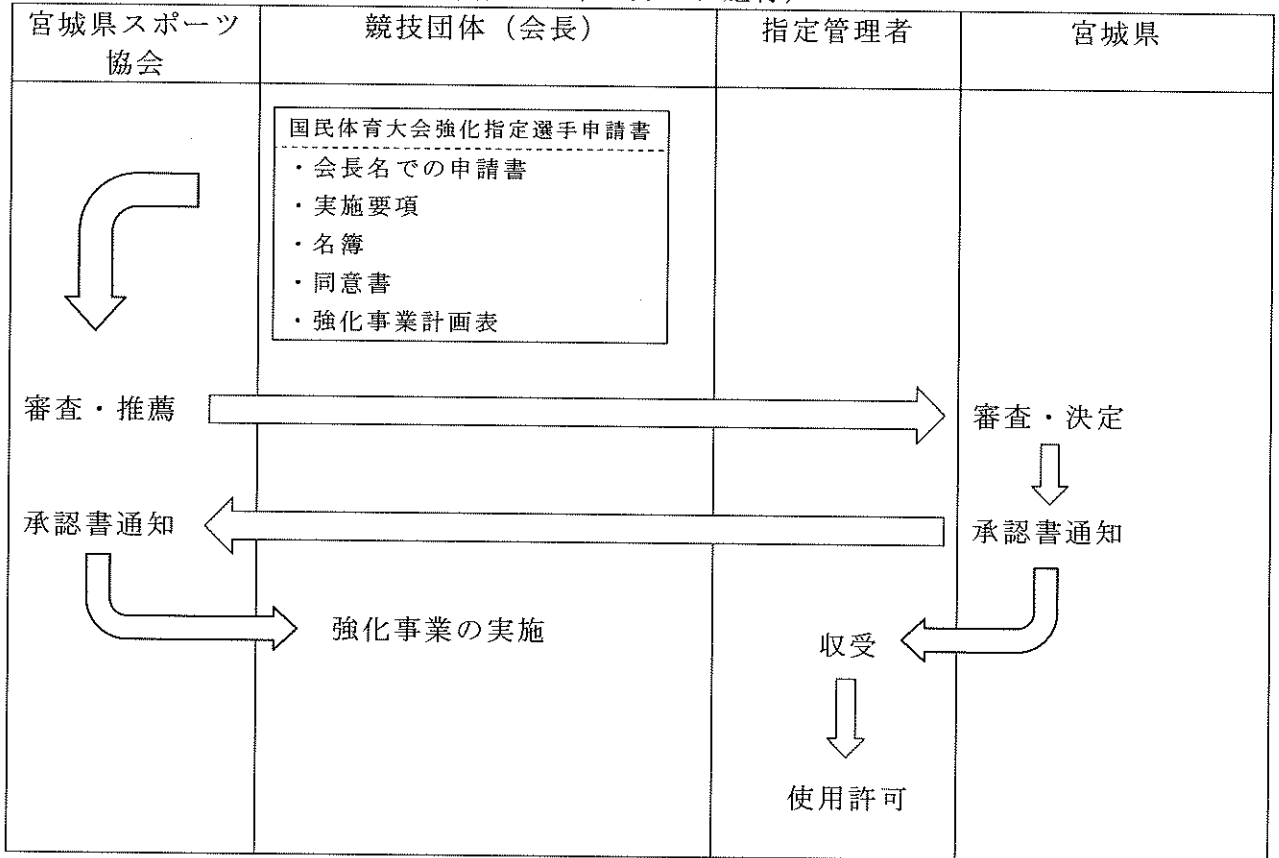
対 象 者	国体選手決定～国体終了まで (7月～10月)	国体終了後～国体選手決定まで (10月～6月)
国体エントリー数以内	・100%程度減免 ・回数制限なし	・50%減免
上記以外の2倍以内		・回数制限あり(5日まで)

4 両制度でのそれぞれの手続き

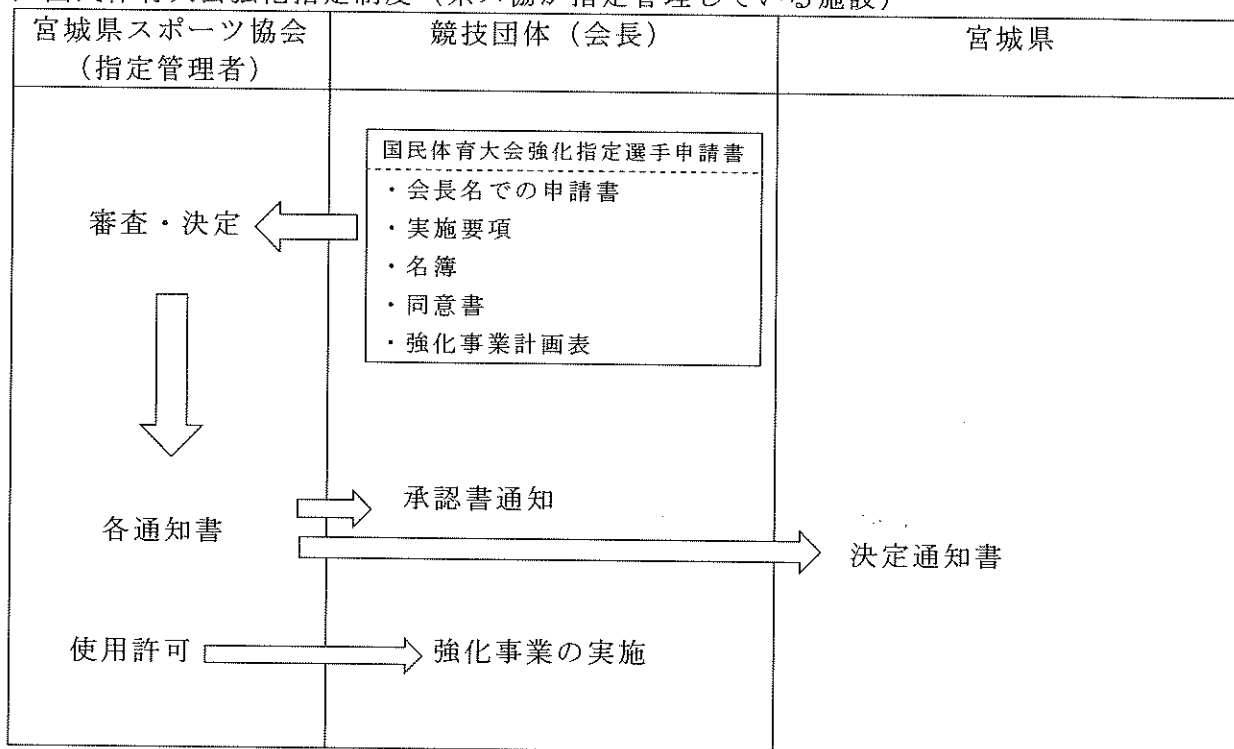
(1) 「県立都市公園条例（平成22年4月1日施行）」及び「教育庁所管運動施設を利用する場合の使用料減免の取扱いについて（平成15年4月1日施行）」



(2) 国民体育大会強化指定制度（平成31年4月1日施行）



(3) 国民体育大会強化指定制度（県ス協が指定管理している施設）



※学年・所属の変更，メンバー追加に関して，国民体育大会強化指定選手変更名簿【様式第7号】または国民体育大会強化指定チーム変更名簿【様式第8号】を提出することとする。また様式第7号に併せて国民体育大会強化指定選手同意書【様式第4号】を提出する。